

教職課程（大学院）

1 本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科

本学で専修取得できる免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりです。免許状の種類は、高等学校教諭専修免許状が取得できます。免許教科は「情報」「公民」が取得できます。専攻ごとに取得できる免許状が決まっていますので、所属する専攻の免許状を取得してください。

専修免許状の取得を希望する学生は、事前に教務課教職課程で確認してください。

1. 1 大学院 人間社会研究科

研 究 科	専 攻	教育研究分野	免許状の種類・免許教科
人間社会研究科	情報社会専攻	情報社会システム教育研究分野 メディアデザイン教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 （情報）
	心理学専攻	実験心理学教育研究分野 臨床心理学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 （公民）

2 教職課程の登録方法

専修免許状取得を取得するためには、本学の教職課程に登録しなければなりません。

教職課程の登録は、1年次に行ってください。

(1) 教職ガイダンスの出席(必須)

1年次の前期（4月）に「教職ガイダンス」を実施します。専修免許状の取得を希望する者は、必ず出席してください。

やむを得ない理由により出席できない場合には、事前に教務課教職課程まで連絡してください。

(2) 教職課程の登録方法

教職課程に登録する時は、提出書類の1)・2)を履修期間内に教務課教職課程へ提出しなければなりません。

《提出書類》

1)「教職課程履修者登録票」

教職ガイダンス時に配布する「教職課程履修者登録票」に必要な事項を全て記入し、写真1枚を貼付して提出してください。

2)「中学校または高等学校教諭1種免許状」の写し

学部で「中学校又は高等学校教諭1種免許状」を取得した者は、免許状の写しを提出してください。

(3) 教職課程からの連絡

教職課程からの連絡は、「LiveCampusU」を通じて行います。

3 専修免許状取得に必要な単位の修得方法

本学で高等学校教諭専修免許状を取得するためには、前項の教職課程の登録手続きの他に、次の表のとおり基礎資格を有し、高等学校教諭1種免許状を基礎にして、各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の単位を24単位修得する必要があります。入学した専攻で取得できる専修免許状の種類・免許教科と、学部で取得した1種免許状の種類・免許教科が異なる場合は、専修免許状を取得することはできません。また、1種免許状を取得していない場合も専修免許状を取得することはできませんので、専修免許状を取得する場合は、1種免許状を取得する必要があります。

3. 1 専修免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳

免許状の種類	基礎資格	最低修得 単位数	最低修得単位数の内訳			
			大学が独自に 設定する科目	教科又は教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	免許法施行規則第66条の6に定める科目
高等学校教諭 専修免許状 (各教科)	修士の学位を 有すること	91単位	24単位	高等学校教諭1種免許状取得		

3. 2 専修免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細

(1) 基礎資格

「基礎資格（修士の学位を有すること）」は、本学の大学院人間社会研究科修士課程を修了することで充足されます。

(2) 大学が独自に設定する科目（中学校24単位・高等学校24単位修得）

「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、人間社会研究科規程別表2の各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の「教科又は教科の指導法に関する科目」から、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状は24単位修得しなければなりません。

4 専修免許状の申請

教員免許状の授与申請には、一括申請と個人申請があります。

教員免許状は、教育職員免許法第5条第2項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教育職員免許法に定める単位を修得した者は、原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与願の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

本学では、教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために、一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に申請を行います。詳細については教員免許状一括申請説明会で説明いたします。また、卒業式終了後に開催する教員免許状授与式で免許状を授与します。

5 教員採用試験

教員採用試験は3月中旬から願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせ、願書を入手してください。

教育実習先が公立学校の場合、教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので、願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は、公立学校の場合、各都道府県のホームページで確認することができます。

6 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ

模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップを実施する場合は、教職ガイダンス及び教職課程掲示板でお知らせします。教務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は、早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

7 教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは、教員を目指している学生のために、教職関係の履修指導、教職相談、教職学生ボランティア等への参加、教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。設置場所は26号館7階「教職センター室」・利用時間は月曜日～金曜日 11:00～16:10（担当が授業等でない場合があります。）